

# 平成29年塩尻市議会9月定例会

## 福祉教育委員会会議録

○日 時 平成29年9月13(水) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第 3号 平成28年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 4号 平成28年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 6号 平成28年度塩尻市国民健康保険檜川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第12号 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

議案第14号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第15号 塩尻市児童館の指定管理者の指定について

議案第16号 塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について

議案第25号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳出3款民生費(4項国民年金事務費を除く)、10款教育費

議案第27号 平成29年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

請願9月第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願

陳情9月第1号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情

### ○出席委員

委員長	横沢 英一 君	副委員長	平間 正治 君
委員	金田 興一 君	委員	永田 公由 君
委員	中原 巳年男 君	委員	山口 恵子 君

### ○欠席委員

なし

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

省略

---

### ○議会事務局職員

議会事務局長	竹村 伸一 君	議会事務局次長	横山 文明 君
議事調査係長	藤間 みどり 君		

---

午前9時57分 開会

○委員長 おはようございます。それでは、昨日に引き続きまして、9月定例会福祉教育委員会を開会をいたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

---

### 議案第3号 平成28年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 それでは、議案第3号平成28年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、奨学資金貸与事業特別会計について御説明申し上げます。決算書301ページからになります。決算説明資料は102ページから104ページになります。歳入決算額は2,851万2,573円、前年度比16.9%の増。歳出決算額は2,768万8,193円、前年度比18.0%の増でございました。歳入歳出差引額82万4,380円を平成29年度に繰越しをしております。平成28年度の貸付状況につきましても、平成24年度以降の継続分も含めまして、大学生26人、高校生5人となっております。このうち、平成28年度新規で申し出があった人数につきましても、大学生26人中、8人が新規、高校生5人中、2人が新規の申し出となっております。

それでは、最初に歳入の概要から御説明申し上げます。決算書306、307ページをお願いします。1款財産収入でございますが、こちらは特別会計で運用しております育英基金と大野田育英基金の利息分となっております。

続いて3款繰入金でございますが、まず基金繰入金になりますが、こちらは基金から貸付事業に繰り入れているものでございまして、育英基金は高校生への貸し付けに、それから大野田育英基金は大学生への貸し付けに充当しております。また、事務費は大野田育英基金からの充当となっております。なお、2項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましても、基金の残高不足が予想されたことから、一般会計からの繰入金を予定したんですが、平成28年度初めにですね、一括償還360万円ほどあったんですが、これがあったことから、不用とさせていただきます。

続きまして、4款繰越金につきましては、平成27年度の出納整理期間中に収入として受けました償還金になります。

続いて5款諸収入でございますが、1項貸付金収入1目貸付金収入です。貸与期間が終了しまして返済された償還金で、育英基金貸付金の滞納繰越分が7万円、これは1人該当です。それから大野田育英基金貸付金の滞納繰越分償還が12万円、こちらも1人が該当になっております。現年度分につきましては、育英基金貸付金17万9,000円余が3人、それから大野田育英基金奨学資金貸付金収入1,028万円余が40人となっております。ページをめくっていただきまして308、309ページになります。3節木曾広域連合奨学資金は、檜川村時代に木曾広域連合で貸与していましたが奨学金の返済に関するものでございまして、該当者3人分となっております。

続きまして、歳出の概要でございますが、決算書310、311ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、白丸、貸付事業管理費につきましては、一番上の黒ポツ、選考委員報酬5人分でございますが、こちらは、年度初めの4月に選考委員会を開いた時の委員報酬になります。昨年度は大学生8人、高校生2人、計10人の選考をしたものでございます。

次の白丸、基金積立金につきましては、返済された償還金及び利息と繰越金を積立金に積み立てるものがございます。

次の白丸、一般会計繰出金につきましては、合併時に木曾広域連合分を統合する際、塩尻市の一般会計から繰り入れを行いまして一括償還をしているため、償還された分を一般会計に戻すものがございます。

続きまして、2款貸付金1項貸付金1目貸付金、白丸、奨学資金貸付事業につきましては、この事業の主たる経費でございます、奨学金の貸与申請があった者への貸付金となっております。人数につきましては、先ほど申し上げましたとおり、育英基金が5人、大野田育英基金が26人分となっております。ちなみに、今年度の新規の申し出につきましては、平成29年度は高校生が1人、大学生が4人という状況になってございます。以上で説明を終わります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ございますか。

○副委員長 309ページ、木曾広域の貸付金、これはいつまででしたっけ。

○教育総務課長 3人おまして、1年ずつ1人ずつ減っていく予定でございます。最終は31年度になります。

○副委員長 もう1点いいですか。大学生への貸付金は、月当たりというか、ひと月幾らが上限でしたっけ。

○教育総務課長 区分が幾つか分かれておまして、まず国公立につきましては、自宅通学が3万円以内、月額になります。それから自宅外通学が4万円以内。次に私立ですが、自宅通学が4万円以内、自宅外通学が5万円以内となっております。

○副委員長 いいです。

○永田公由委員 これ全体で、いわゆる高校生、大学生合わせて、貸付残高というのは幾らになります。

○教育総務課長 基金の残高ということでよろしいでしょうか。

○永田公由委員 いや、基金の残高は出ているのでわかるけどさ、そうじゃなくて、貸してあるでしょ、今、償還してもらっているでしょ。貸してある人の新規、今まで返済している人も合わせて、貸与してある残高は幾らになるかということ。要は、基金の原資になる元なんだけども。それはここに出てないですね、全体の額は。

○教育総務課長 育英基金、大野田育英基金、木曾広域連合全て合わせまして、1億81万4,000円余を貸し付けている状況です。

○永田公由委員 いい続けて。それで、今は国のほうでもいろいろやっていて、貧困の家庭の子供たちが大学に行けるよというので、貸与じゃなくて給付というようなことも言われているんですけど、塩尻は今のところ貸与ということですよ。

○教育総務課長 そのとおりでございます。

○永田公由委員 給付という予定はないということですね。

○教育総務課長 現在では、まだ給付型というものは考えていませんが、国が今年度から給付型を始めておまして、来年度が本格実施というようなことも聞いております。多分給付型になるとそちらを利用されるお子さんが、保護者の方がふえてくると思いますので、今後貸与が減ってくるんじゃないかと。これから先の、ほかの国の制度や県の制度の状況を見ながらになってしまうんですが、塩尻市に合った対応制度というものを考え直していかなきゃいけないのかなとは、今思っているところでございます。

○永田公由委員 優秀な学生がね、地元へ帰ってきてもらうっていうことを、条件とかね、いろいろ考えなきゃ

いけないと思うけども、国でもって給付でもし貸し付けが減ったら、きちんと返していただいて基金を幾らかふやしたほうが、給付型にしていくときにはちょっとこれだとね、寂しいところあるで、そんなことで検討してみてください。

○山口恵子委員 奨学金制度のお話で、特に生活保護世帯の場合の、高校進学とか大学進学の場合はどのような対応をされているのかお聞きします。

○教育総務課長 高校生につきましては、今、授業料についてはたしか免除、結果的に免除になる制度もございますので、生活保護の世帯でありますと、教育扶助という部分もたしか高校生にもあったかと思えますので、その辺についてはまだある程度保障されてくるものがあるかなと思えますが、大学については、そういった部分が多分薄いのかなと思えますけれども、こちらとしては今のところまだ、給付型という考えではなく貸与として行っている現状でございます。

○山口恵子委員 そうしますと、卒業後に自立をされてお仕事をされた中で返済をしていただく対応をとっているということですか。

○教育総務課長 卒業後1年経過後にですね、借り入れた、例えば大学で最大借りれば4年あるんですが、それを3倍した、年間ですが、12年以内に返済していただきたいという内容になっています。

○山口恵子委員 わかりました。

○副委員長 済みません、ちょっとさっきの関係で、国公立、私大とも、要は、首都圏行ったりしている人も借りられているんですか、それとも県内の私大の方が多いいのか、その割合というのをちょっと、わかったら教えてください。

○教育総務課長 県外の私大へ通われている方も自宅外というような形で貸与になるんですが、県内と県外の割合についてにつきましては、ちょっと把握していないところがあるんですが、県内よりは県外のほうが多いのではないかと、印象なんですけれども感じているところです。

○副委員長 今、私大やなんかでも、学校がね、もう奨学金制度を設けていて、学校入学と同時にそういう手続とれるので、そっちのが御本人たちにとっては使いやすい。合格してからこっちで手続するんですよね、この市のを借りるとね。ですから、少し今は県外のほうのイメージ強いとおっしゃったんだけど、僕は県外の私大へ行かれる方ってあんまり借りないんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺をまたよく内容を見ながら、金額もね、大体5万円ぐらいの上限で同じだと思うんですよ。ですからそれが、基本的にできれば戻ってきてもらいたいという部分もあるんで、そういう中でいろいろな比較検討をしながらね、魅力のあるっていうか、借りられる側にも少し魅力のあるような、借りやすいような制度にしていってもらえることがいいのかなと思います。

○教育総務課長 本市のこの貸与制度につきましては、ほかのところからの貸し付けは行わないことを条件になっているものから、うちと例えば日本学生支援機構とダブってはだめですよというような取り扱いです。そういったところで行くと、例えば県外の私大へ行ったときに、そこにいい制度がなければ市のほうも借りてというような形になっておりますので、今、委員さんのおっしゃられた内容も含めて今後検討していきたいと思えます。

○山口恵子委員 先ほど永田委員も質問されて、残高の基金がやはりないと制度も運営できないということで、一つにはふるさと納税を子供たちの教育、奨学金の基金にしていくっていう方法も一つはあるのかなあと思いま

すが、その辺の仕組みというか制度上、実際にそういうことも可能なのどうかっていうことをお聞きしたいんですが。

○**教育総務課長** ふるさと納税につきましては、きちんと、例えば大学への貸し付けに使って下さいみたいなもので納めていただいたものであれば、その用途に、希望に従って持って行きやすいものだと思うんですが。漠然と教育に使って下さいとかっていうようなものとかであると、ちょっと難しい部分もあるでしょうし、ふるさと納税の使い方についてやはり企画サイドとも調整しながら検討していかないといけないことになるかと思えますので、ちょっと今ここで、こうできますっていうのはできないところがあります。よろしくお願いします。

○**委員長** よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第3号平成28年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第3号平成28年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全員一致をもちまして認定すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第4号 平成28年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○**委員長** 議案第4号平成28年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○**長寿課長** それでは、決算書の313ページをお願いいたします。あわせまして、決算説明資料は105ページからになりますのでよろしくお願いいたします。議案第4号の平成28年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして御説明申し上げます。28年度会計決算におきましては、3年ごとに見直しを行う介護保険事業計画の第6期計画に基づく財政運営期間中の中間年度の会計決算となります。決算規模につきましては、歳出合計が49億9,100万円余、前年度決算額から0.7%、3,600万円余の増と小幅な増加率となっておりますが、年々増加を続けている状況でございます。この中で、歳入歳出差引額の1億2,600万円余を翌年度会計に繰り越しをする決算となりましたが、前年度決算収支額とほぼ同規模の決算収支となっております。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、326、327ページまでお進みください。歳出右側、327ページ、最初の1款総務費の介護保険事務諸経費の黒ポツの一番下から5つ目の介護保険システム改修委託料の460万円余につきましては、介護予防日常生活支援総合事業に移行する制度改正に伴う改修と、マイナンバー制度に伴うシステム改修を行った委託料となります。この委託料に対しまして、歳入において定率の国庫補助金を受けております。

その下の白丸、嘱託員報酬と、介護認定調査費等諸経費は、市町村が行う介護認定調査の一次判定に要する事業費となります。

その一方で、次の段の認定審査会にかかわる松本広域連合負担金は、松本広域連合に設置されています介護認定審査会の二次判定に必要な費用を管内の構成市村が、均等割と審査件数割に応じましてその実績でそれぞれ負担しているものでございます。

次のページをお願いいたします。左、328ページから始まる2款の保険給付費につきましては、専門用語や億単位の数字が並んでおりますので、よりわかりやすいように、決算説明資料に基づきまして要介護認定者の動向などを含めまして説明申し上げますので、決算説明資料の106ページをお願いいたします。決算説明資料の106ページの1の介護保険特別会計決算の状況では、27年度と28年度会計決算の比較を事業科目別に一覧表にまとめてございます。28年度の歳出の2行目、保険給付費の決算額をごらんいただきますと、46億6,000万円余であり、歳出合計額の約93%を占めておりますので、この介護給付費の増減によりまして、次期7期の保険料改定に影響が及ぶものとなります。この中で、前年度0.2%増、記載がありませんけれども、金額で866万円余の増と小幅な増加率となっております。また、左の27年度会計決算におきましても、前年比1.7%の増でございますので、ここ数年間は小幅な増加率で推移しております。

この給付費に対します負担割合につきましては、下段の最後の表、第6期介護保険事業計画中の負担割合の表をごらんください。給付費と予防事業費に対する負担割合は、1号保険料として本市の65歳以上の加入者の皆様から御負担をいただく率が2.2%、2号保険料の全国の40歳から64歳の皆様が加入している医療保険料の中から御負担をいただく率が2.8%、この2号保険料は、上の表の歳入の上から4行目の支払基金交付金として交付されております。残る50%が公費負担となります。国が2.5%、県と市がそれぞれ12.5%を公費により負担をしております。

107ページをごらんください。107ページの2の(1)では、被保険者数等につきまして、ここ5年間の推移を表にまとめてございます。(1)の表の最下段、28年度の第1号被保険者数が1万8,402人、前年比304人の増、認定者数では3,131人、前年比41人の増となっております。この中で、右端の第1号被保険者に占める認定率、これは65歳以上の1号被保険者に占める要介護者の認定者数の割合を示すもので、発生率とも言われております。表の上段、24年度の認定率の16.7%、目で追っていただきまして、28年度の認定率が16.7%へとほぼ横ばいで推移しており、ここ数年、認定率の上昇が見られません。

また、次の(2)、認定者の要介護度の推移では、28年度の欄をごらんいただきますと、要支援1から要介護1までが軽度に分類されているもので、認定者総数の約51%を占めております。その横の要介護2と3が中度、要介護4が重度、要介護5が最重度となりますので、本市の要介護認定者総数のうち、約5割、半数の方が軽度の介護状態に該当されていることから、先ほど申し上げました給付費の増加率が低く抑えられている一つの要因となっております。

その下の(3)では、認定者のサービス利用者の推移といたしまして、28年度の推移をごらんいただきますと、居宅サービス利用者数が2,356人、施設サービス利用者数の計が491人であり、合計が2,847人となりますので、介護認定を受け、実際にサービスを利用されている方のうち、約8割の方が居宅サービスを利用されている状況でございます。

次のページをお願いいたします。108ページの3、介護保険料の収納状況の推移でございます。歳入決算の保険料の収納状況につきましては、第6期計画の27年度分の保険料から、表の下の米印の一番下に記載してあ

りますように、27年度から公費負担を投入した、低所得者世帯への6割の保険料軽減制度を導入しております。この中で、表の27年度の現年度分収納率が99.22%、28年度が99.19%と第5期計画時より向上しております。しかしながら、その下の過年度分の収納率が8.51%と低調であり、不能欠損額も増加傾向にありますので、戸別訪問をするなど引き続き努力させていただきます。

次に、109ページをお願いいたします。109ページの4、保険給付費の状況では、表の増減額をごらんいただきますと、前年度から給付費が増加しているサービスがあれば、減少しているサービスもございますので、特徴的な事項を説明させていただきます。まず、増加しているサービスのうち、最も増加しているサービスでは、表の中段にあります施設サービスの3行目の介護療養型医療施設が前年比2,000万円余、率で27.6%増と増加しております。これは、その2つ上の介護老人福祉施設、特別養護老人ホームの入所になりますけども、この特養の入所要件が27年4月から原則として要介護3以上に限定されたことと、急性期病棟からの退院の受け皿として利用されたものと思われます。その一方で、減少が最も大きいサービスでは、上段の居宅サービスの一番上の居宅介護サービス費が、前年度からマイナス3,600万円余と居宅介護サービス計画費とセットで減少しております。27年度はこれとは逆の動きをしておりましたので、28年度は2行目の地域密着型介護サービス事業者が、知名度の向上など営業努力を行ったことと、認知症高齢者のグループホームが空床を埋められたため、利用率の向上につながったものと思われます。

次に110ページをお願いいたします。110ページでは、前ページの保険給付費のうち、高額介護サービス費などのその他の給付費を除いた居宅サービスと、施設サービスの5年間の推移をあらわしたものでございますが、特徴的な部分がありますので説明させていただきます。28年度の右端の合計欄をごらんいただきますと、中段の数字が対前年比による増減額、下段が増減比率をあらわしております。28年度では、前年度からマイナス140万円余、率にしてマイナス0.04%の減と微小な減少ではありますが、本市の介護保険として初めてのデータであります。誤差の範囲で一過性のものであるのかも含め、今年度の動向も分析しながら、第7期の計画を策定してまいりたいと思います。いずれにいたしましても、通常の数値におきましては、制度改正などの影響にもよりますが、本市では給付費の伸び率が低く抑えられておりますので、現在のところ安定した財政運営状況でございます。この資料の説明は以上でございます。

恐れ入りますが、決算書に戻っていただきまして、332、333ページをお願いいたします。左側の332ページ、中ほどの3款地域支援事業費は、前段の保険給付費が国の事業として行われていることに対しまして、この地域支援事業費は市町村が行う事業として位置づけられております。

最初の3款1項の介護予防事業費のうち、1目の介護予防一次予防事業費は、比較的元気な高齢者の皆様を対象とした介護予防事業となります。右側の333ページ、白丸の3つ目、一次予防事業の黒ボツの下から4番目、いきいき貯筋倶楽部事業委託料の410万円余は、各支所、各地区センターの市内全10地区におきまして、転倒や骨折予防などの生活機能の低下、最近ではフレイルなどと申しますが、それを予防するための運動指導のほか、栄養指導などを行う事業費となります。年々参加者数が増加し、人気の高い事業となっております。その下の黒ボツ、地域介護予防活動支援事業委託料では、区単位で開催をいただくミニデイなどの元気づくり広場事業といたしまして、社会福祉協議会に委託する中で実施をいただいているところでございます。その下の黒ボツ、認知症予防事業委託料は27年度から事業として、この委託料は、ファイブ・コグ検査と呼ばれるもので、スク

リーンを見ながら、一定の時間内に何種類の動物の名前が覚えられるかなどの脳の健康の認知テストを行うものです。2回の検査を実施する中で、104人の方に参加をいただきました。

次の白丸、二次予防事業は、運動器等の機能低下などにより、要支援、要介護状態となる一歩手前の高齢者を抽出し予防事業を行うもので、黒ボツの3つ目の介護予防事業委託料として、送迎つきで運動器の機能の向上を促す教室と、閉じこもりや認知症の改善を促すお出かけサロンの2つの教室を行いました。

1枚めくっていただいて334、335ページをお願いいたします。1つ目の白丸の嘱託員報酬からが、3款2項1目の包括的支援事業費となります。この事業費は、市町村が必ず実施しなければならない必須事業となります。

次の段の2目の任意事業費は、市町村が独自に行う事業となります。白丸の3つ目、家族介護支援事業の、1枚めくっていただいた337ページの最初の黒ボツ、家庭介護用品助成費では、在宅で要介護4以上の方を介護されている市民税非課税世帯を対象に、紙おむつなどを購入できる介護用品購入券として月7,500円、年間9万円まで購入できる券を交付しております。また、その下の介護サービス利用助成費では、在宅の要支援、要介護者の市民税非課税世帯を対象に、訪問介護や通所介護などの居宅サービスを利用する際に月1,800円、年間21,600円まで利用できる利用券を交付するもので、年々利用者が増加する中で事業費がふえている状況でございます。

次の白丸、成年後見制度利用支援事業の黒ボツの2つ目、成年後見支援センター事業補助金は、社会福祉協議会をお願いしているものでございます。きめ細かな相談と対応をしていただいております。

3つ目の白丸、認知症総合支援事業の4つ目の黒ボツ、認知症対策推進事業委託料は、社会福祉協議会に委託する中で、認知症サポーター養成講座の開催や、在宅の認知症高齢者の御家庭に訪問などを行うやすらぎ支援員の派遣を行っている事業費となります。

次に同じページ、最下段の5款介護サービス事業費の白丸、嘱託員報酬と介護予防支援事業事務費は、長寿課内に設置してあります中央地域包括支援センターの運営に要する事業費となります。この事業費は、歳入におきまして、要支援1、2の方に対するケアプランの作成に伴う収入があることから、サービス事業勘定として別枠で経理を行っております。

次の338、339ページをお願いいたします。339ページ、白丸の基金積立金では、基金利子と元金を合わせた7,700万円余の積み立てを行ったことによりまして、28年度末の基金残高が3億9,200万円余に上ります。歳出の説明は以上でございます。

歳入につきましては、先ほどの資料の中で、給付に対する負担率や保険料の収納状況につきまして主な内容を申しあげましたので、歳入の決算状況につきましては説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありませんか。

○**金田興一委員** 333ページで、いきいき貯筋倶楽部の事業委託料というのがありましたけれども、総参加者数で結構ですが、どのくらい。

○**長寿課長** いきいき貯筋倶楽部の参加状況でございます。28年度の参加延べ数につきましては、6,009名でございます。参加者数の数としましては、636名。

〔決算説明資料の数字と違う〕という声あり〕

○長寿課長 そうですね、済みません、ちょっと確認をしてもう一度申し上げます。

○山口恵子委員 資料の110ページの給付費の関係ですけれども、これまでは給付費が多少なりとも伸びているけれども、28年度は減って伸び率が低いということで、これは今まで行政として取り組んできた介護予防事業の結果がよい結果としてこういうふうに出ているのか、その辺この結果を、今後の状況もしっかり見定めていかなければいけないということですが、どんなことが考えられるのかお聞きします。

○長寿課長 今、委員さんおっしゃられましたとおり、初めて起きた現象です。ほかの事務費といいますか、いろいろなものを入れれば微増しているんですけども、純粋に給付費だけ見ますと、減っているということは初めてだものですから、はっきり言ってよくはわかりません。よくはわかりませんが、居宅サービスが減って施設サービスがふえて、トータルで少し減っているという状況を見ますと、介護予防が効果を出したとは言えないか、どうなのかというところはまだちょっとわかりません。もう少し何年か見ないと。それで、29年度につきましても、これでそろそろ半年っていう時期ですが、保険のデータ的にはもう何カ月か遅れますので、ほんの数カ月分のデータだけでは、今年度まだその辺がなんとも、少な目は少なめに違いはないんですけども、本年度が減るのかどうかというのはちょっとわかりませんので、もう少し見極めてからでないと、こうですとも、ああですとも申し上げられないような状況ではございます。申しわけございません。

○山口恵子委員 わかりました。

○副委員長 337ページをお願いします。成年後見制度のところ、支援センター事業への補助金が500万円ということなんですが、センターの総事業費は幾らなんでしょうか。

○長寿課長 成年後見支援センター事業の総事業費につきましては、平成28年度は860万3,000円ということでございます。

○副委員長 補助率とすれば、5割以上なんで少し高いような気もするんですが、実際にずっと面倒を見ていくというか、見ていくわけですよね、その対象となられた方の。その対象になる方ってのは何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○長寿課長 済みません、どういうふうに分けるかっていうところですが、法人後見の制度で後見人をつけていらっしゃる方は2人ですね。それから、あとは相談件数とかになりますが、対象者別の相談件数になりますけれども、認知症の高齢者の方が35件ですね、それから知的障がいの方が127件、精神障がいの方が88件、一般の方が51件ということで、301件の相談件数になっております。それから、あと専門相談としまして、司法書士さんとか弁護士さんとかまでの相談になったのが5件ですね。以上です。

○副委員長 これは、ですから任意事業費で、本来は市がやるべきところを社協がやっていたただいている分について補助しているでしょ。本来、市がやるべきことに補助をするわけですかね。

○長寿課長 まあ微妙なところかなあとは思いますが、本来、難しいところですが、本来は行政でも取り組むべきだと思いますし、社協さんとしても、社協本来の仕事としてやるべき分野であるとも思います。ですので、丸々出しての委託料という形なくて、半分以上ではありますが、補助という形でもって出して、社協のほうでも300万円ぐらいは支出しているということでございます。一応そういうふうには理解はしております。そういうことでよろしいでしょうか。

○副委員長 ちょっと何ていうんですかね、主体は本来どっちで、誰によって、じゃあ補助なり、じゃあ、今のお話聞くと、本来なら負担金にすべきだと思うんですよね。そういう、やりたいことと、この項目とは整合させておいたほうがいいのかあというふうに思います。いろいろ事情はあると思いますし、やっておられることはいいと思うんですが、そこら辺は少し整理しておいたほうがいいのかあというふうに思います。

それとその下ですね、認知症対策推進事業委託料なんですけど、これは全部委託、全額委託をしているっていうことです。

○長寿課長 一応そういうことです。ただ、実際にはそれを調整する社協のほうの方は、多分その分の人件費分みたいところは社協の持ち出しみたいな形だと思います。実際にやすらぎ支援員に行っていて、1時間幾らの単価だとか、そういうものの積み上げだけの計算になっていますので。そっくり丸抱えというよりは、事業そのものだけについて委託をしているというような感じになります。

○副委員長 一つのやりたいことがあって両方で協力してやっていくんで、そこははっきり線引いて、そっちは社協、こっちは市っていうわけにもいかないでしょうけども、そこら辺は少し明確にしておいていただきたと思います。それと、ここで、動物の数を幾つか覚えられたとか、種類を覚えられたと判定して、これで認知症の疑いがあると、即要支援とか要介護だとかのところに張りつけていくとか、区分の認定をしていくということなんですか。

○長寿課長 それでは、専門であります介護予防係長のほうから答弁いたしますのでよろしくをお願いします。

○介護予防係長 済みません、先ほどの検査の件なんですけれども、ファイブ・コグというのがですね、5つの認知の機能を見ているものでして、その検査の1つの種類を課長のほうで申し上げた内容になるんですけれども、軽度の認知障害認定の方に関しては、その5つの部分と言われるところなんですけれども、記憶ですとか、注意、あと言語、あと視空間の認知ですね、空間の認知です。それから思考という、その5つの部分が低下してくるということで、その部分のスクリーニングになっております。今までまだ数年しかこちらのほう実施をしておりませんが、現在、加齢に伴って認知機能が低下してきている方が、検査を受けていただいた方の中で3割くらいの方が、どうしても加齢に伴って認知機能が低下しているという状況はこちらで把握をしております。ただですね、その方たちは、だからといって、必ずもう今、この介護保険サービスをすぐ使っていただくということではなくてですね、その検査とセットで、2回目の検査結果をお伝えをするときに、御自身でどの部分が低下しているかということの結果とともに御報告をしながら、どういった普段の生活で機能を維持できるのかとか、向上できるのかということをおアドバイスをさせていただいて、今の段階では終わっている方が全てになっております。以上です。

○副委員長 わかりました。だからこれだけで判定するというのではなくて、注意喚起したり、いろいろそういうことですね。自分もちょっとあれっと思うことがふえてきているんで、これを受けに行ったら、あんた要介護だとか何とか言われると少し怖い部分もあるんでお聞きしたんですが、わかりました。

○金田興一委員 ちょっと今、関連でいいかい。一つ教えてほしいんですが、例えば、今難しくてわからなかったんですけども、今、後期高齢者は免許証の書きかえのときに、認知症検査をやるんですよね。つい最近ですが、県内では7人というような数字が出ていましたけども、その検査で認定された人が。たまたまそのうちの1人は、私、知っている人が認知症と言って、そこで言ってすぐお医者さんへ行って、検査して、同じ結果だとい

うことで、即免許取り消しになっちゃったんですよね。それで、今聞いている内容からすると、簡単に介護サービスを受けるような状況じゃないと思うんですが、完全にもう認知症という判こを押されちゃっているんですよね。ここらというのをどういうふうな兼ね合いで見ていいのか。本人は、進んではいくでしょうが、現在は何ともないんですよね。ここらをいろんな相談を受けたときにどういう返事をしたらいいかちょっとわからないんだが。

○長寿課長 その方のことを私は知らないものですからなんとも言いようがないんですが、警察の方に聞いたところによりますと、その検査、認知症のちょっとしたテストで、怪しいって言って引っかかる方で、実際には免許の取り上げまでいかない方がほとんどのようです。免許の取り消しまでいく方はそんなに多くないというふうに聞いておりますが、ただその状態ですと、かなり認知機能が下がっていて、多分車の運転をさせると非常に危険な状況だろうとは当然思われますけれども、そういう部分も含めましてですね、日ごろの生活のこともいろいろありますし、なかなか御本人というわけにはいかないと思いますけれども、御家族の方とかいらっしゃれば、どんなふうに住生活していったらいいだろうかというようなところについては、ぜひとも地域包括支援センターのほうに御相談いただいたりというようなことをお勧めいただければよろしいのではないかなというふうに思います。何か医療的専門的なことで、まだお答えしなきゃいけないようなことがあるとすれば、係長のほうから答弁いたしますが、よろしく願いいたします。

○金田興一委員 ありがとうございます。その人の場合は、教習所での検査のときも16だかのうちの1つだけがどうしても思い出せない。それで、また、今度は専門医へ行けということで、専門医へ行ったら、全く同じものをい出されて、やはり同じところができない。1点だけのことで認知症という認定で免許を取り消された。こういうことなんで、今、お伺いした認知症の要件とかなり違うんで、まあ、ということでわかりました。

○永田公由委員 あれですかね、塩尻市の介護保険料というのは、他市に比べて平均なのか、それとも高いのか安いのか。

○長寿課長 今、第6期の介護保険事業計画で介護保険財政といいますか、を運営しておりますが、第5期のときから据え置いて第6期っていうことに塩尻市はなっております。第5期から第6期に移行するに当たって、据え置いたのは県内の市の中では塩尻市だけです。あとほかはみんな上がりましたので、そういうところから言ひまして、済みません、たしか記憶だと、市の中では下から4番目に安いというふうに記憶しております。以上です。

○永田公由委員 それと、前にちょっと聞いたんだけど、塩尻にはいわゆるこういった介護関連の施設というのは70以上あって、施設がふえればふえるほど介護保険料が高くなるというようなことを、ちょっと話の中で聞いたことがあるんですが、それは事実ですか。

○長寿課長 例えば特別養護老人ホームですとか老人保健施設ですとかというような、入所系の施設がふえれば、当然って言っちゃ失礼ですけど、利用する方がふえますので、どうしても塩尻の方の比率が高くなりますから、そうするとやはり保険料は上がる傾向になります。

○永田公由委員 もう1点いい。それから、きのうもちょっと話が出たんだけど、両小野の富士見高原病院ですかね、あそこが特養をやるということなんですけど、地籍は多分辰野だと思うんですけど、今度できる特養は辰野町の管轄ということでもいいわけですか。

○長寿課長 委員おっしゃるとおり、地域密着型の29床の小規模の特別養護老人ホームですので、本来ですと、

辰野町に設置されますから、辰野町の方しか利用ができません、本来ですと。ただ、いろいろないきさつからね、両小野の診療所の関係から始まっている話ですので、小野地区、小野地区という限定は普通ないので、塩尻市という扱いになるんですが、のほうからも一定程度は入れていただけるように辰野町と調整を、調整というか、話をしておりますので、議会の本会議でも答弁ありましたが、おおよそ半分近くは塩尻の方が利用できるというような扱いになるだろうと思っております。

○永田公由委員 いいです。

○山口恵子委員 施設サービスの関係で、特養の入居基準が変更になった関係で、今まで特養を思い描いていたとか、特養をというふうに考えていた方がほかの施設を探さなくてはいけないという状況が実際にありまして、施設ごとにベッド数、入所数も違いますし、待機者数、待機者はダブって申し込みしていればダブっていませんけれども、待機者数が違うということがありまして、施設ごとに連絡をして状況を確認したりだとか、そういったことが実際に市民の方があるんですが、市のホームページとかで、施設の入居者数、ベッド数、入居可能な数、そして待機者が何人っていうようなことが、市のホームページとかで情報提供をしてもらえるとありがたいかなあというふうに思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

○長寿課長 山口委員さんおっしゃるとおり、入所を待ってらっしゃる方やいろいろ関係者の方にしてみれば、リアルタイムでそういった情報が手に入ればというふうに思われるのはよく理解できます。ただ、なかなかですね、施設の入所、例えば誰かが退所されて、次の入所者を当たるっていうことを特養なんかだと相談員が中心になって行うんですが、5件、10件電話をかけてやっと次の人が見つかるっていう状態なんだそうです。普通だったら、もう1件かけたら、待ってましたとばかりの入所って思うんですが、実際にはそうではなくて、老健にいますからまだいいですとか、グループホームに今いるからいいですとか、そんな感じが多くてですね、本当に5件、10件電話をかけないと入所者が決まらないという状況だもんですから。リアルタイムで状況を出すほどの価値がないって言ったら失礼ですが。それとリアルタイムな情報というのは、割とまた施設のほうからリアルに上がってくるわけでもまたないです、市のほうでもってホームページにいろんな数字載けるとですね、事実と違うじゃないかと、お叱りを受ける大体パターンになりかねないものですから、ちょっとその辺は慎重にしたいなどは思っているんですが。特養の入所に関してはですね、意外とすぐに入所者が決まらないというのは、どこの特養でもちょっと困っているというのが本当のところのようですので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○山口恵子委員 今の現状をね、実際の状況をお聞きして、内容はよくわかりましたので、市民にとって利用しやすいような体制をね、整えていただければと思います。

○委員長 どうですか。よろしいですか。

○山口恵子委員 済みません、もう1個いいですか。先ほど、金田委員のいきいき貯筋倶楽部の関係、ちょっと関係あるんですけど、ここに委託料というのがありまして、これの各支所で事業が行われていますけれども、この委託料というのは、スポーツとか運動機能を指導する担当の業者が入っていると思う、業者というか、専門の方が入っていると思うので、その方に払われる委託料ということですかね。スポーツ指導員の方も一緒になって、運動機能訓練とか検査のときも一緒にいて応援していただく場面もあるんですけど、この委託料はどのような扱いになっているのかお聞きします。

○長寿課長 委託料につきましては、それぞれそういう法人さん、例えばSAMですとか、ヘルスパですとか、いうところにお支払いをしている分です。あと協力していただいている普及員さんですとか、スポーツ指導員さんとかっていう方に対しては別にお支払いをして、日当みたいな感じでお支払いをしているということでございます。

○山口恵子委員 わかりました。

○委員長 先ほどの、金田さん、数字のあれだけ、いいですか。

○金田興一委員 後でいいです。

○委員長 わかりました。それじゃあ、よろしいですね。

それでは質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号平成28年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号平成28年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり全員一致をもちまして認定すべきものと決しました。ここで11時10分まで休憩といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

#### 議案第6号 平成28年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第6号平成28年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、平成28年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計の歳入歳出決算認定をよろしく願いいたします。決算書は355ページからです。決算説明資料の115、116ページをあわせてごらんいただきたいと思います。決算書にありますとおり、355ページですが、歳入決算額1,569万3,023円、歳出決算額1,569万3,023円の同額でございます。歳入歳出とも前年度よりも若干増となっております。

それでは、最初に歳出の概要をお願いいたします。決算書362、363ページをお開きください。備考欄363ページですが、1款総務費の中の最初の白丸、一般管理事務費でございます。760万円余でございますが、最初の営繕修繕料387万7,200円につきましては、診療所の屋根の修繕工事費でございます。それから、その2つ下に指定管理料300万円ございますが、医療法人社団敬仁会のほうにお支払いしたもので、前年度と

同額でございます。

2款の医業費でございますが、医業事業事務費166万円余でございますが、診断書の作成手数料の徴収などに係る収納事務の委託料、それから、心電計、自動血球係数装置などの医療機器の使用料、リース料でございます。

それから、3款公債費でございますけれども、これまでに借入れをいたしました起債の償還金、元金及び利子でございます。内容は、平成2年に借入れました病院事業債のほか、内視鏡ですとか、レントゲン、CT等の購入、改修に係る過疎対策事業債となっております。歳出については以上でございます。

歳入は、360、361ページにお戻りいただきたいと思います。1款の使用料及び手数料につきましては、先ほど歳出にもありましたけれども、診断書の作成料、これは市のほうの収入として受けております。

それから、2つ目の2款の繰入金、これが主なものでございますけれども、一般会計からの繰入金1,510万円余でございますが、前年度と比較して170万円ほど増額でございます。増額の要因ですが、歳出で先ほど申しあげました屋根の修繕工事、営繕修繕がありましたので、そういったものに係る増額でございます。

繰越金は27年度からの繰り越しというものでございます。

一応、歳入歳出は以上でございますが、資料の115ページの一番上に診療の状況が記載してございます。年間の患者数ですが、28年度は9,565人で、27年度は括弧書きにありますとおり、1万215人でしたので、650人ほど減、6.4%減となっております。実際の診療所の医療に係る人件費、医療の消耗品、材料費等については指定管理者の負担となっております。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ございますか。

○永田公由委員 あれですか、患者というか、患者数でいいだね、この内訳はざっとわかります。

○健康づくり課長 地区ということによろしいですかね。

○永田公由委員 そうです。

○健康づくり課長 28年度につきましては、贛川地区で1,159人です。平沢地区で3,354人、奈良井地区が2,165人、その他、川入で70人、塩尻市内、楡川以外の塩尻市内が111人です。塩尻市内合計で6,859人で、約71.7%となっております。市外のほうが残りで2,691人、28.1%でございますが、ほとんどが木曾地域ということになっております。以上です。

○永田公由委員 それと、医師とか看護師とか、そういった体制っていうのは、今までと変わっているわけです。

○健康づくり課長 現在、医師が1名、看護師が、常勤が2名と非常勤1名、放射線技師が1名、事務員が、常勤2名、非常勤1名の3名ということで、こういった体制でやっておりますけれども、昨年、一昨年ですかね、市から派遣していた看護師が退職ということで1人減になっておりまして、その後はそのままの体勢となっております。

○永田公由委員 じゃあ、市からの派遣はゼロってことだね。

○健康づくり課長 現在ゼロ人です。

○永田公由委員 ありがとうございます。

○委員長 どうですか。いいですか。

それでは質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、議案に対する、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、異議なしと認め、議案第6号平成28年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算につきましては、全員一致をもちまして、認定すべきものと決しました。

---

### 議案第12号 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第12号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは説明をいたします。資料は平成29年塩尻市議会9月定例議会の議案関係資料の12ページをお開きください。議案第12号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例でございます。

1、提案理由、福祉医療制度の見直しに伴い、必要な改正をするものでございます。

2、概要、出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者について、現物給付方式により給付を行うものです。

3、条例の新旧対照表につきましては、13ページからとなりますのでごらんください。今回の一部を改正する条例では、主に現物給付方式による受給対象者となる者の要件、給付費の支払先、支給する際の申請、支払方法に関することについて改正をいたします。

まず、1条の1行目、現行では、15歳以下の子供の区分は、乳幼児と就学児童の2つの区分としておりましたが、この2つの区分の子供を現物給付の方式の対象者とするため、改正案のとおり、乳幼児等の一つの区分に改正いたします。

次、用語の定義の第2条第4号になりますが、協力医療機関等につきまして、現物支給をした場合に市から支払基金への直接の支払いをすることとなるため、社会保険診療報酬支払基金長野支部の追加をしているものでございます。

次のページをお開きください。改正案第4条第2号では、乳幼児等の受給要件を出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と定めます。

次に第9条、15ページになりますが、第2項、第3項を追加し、受給資格者に支給すべき給付金を協力医療機関等に支払うことができること。これにより、当該受給資格者に対し給付の支給があったものとみなすという内容を加えることとします。

次に、10条の給付金の支給申請等についてですが、下から2行目、第4項ですが、15、16ページになります。自動給付方式の償還払いで一部自己負担金等を支払った後でなければ支給の申請があったものできないということと定めているところ、16ページの改正案の3行目からのとおり、ただし書きを加え、乳幼児等に該当する受給資格者で、現物支給が受けられる場合にはこの限りでない旨を定めるものです。以上の内容となります。この条例の施行につきましては、平成30年8月1日から施行するものです。以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○永井公由委員 協議会のときのほうがわかりやすくてよかったじゃん。

○山口恵子委員 これまで長い間、市民から要望があった内容で、今回このように改正されるということですが、医療機関の理解と協力もとても重要だと思います。それで、15ページの改正の条例案の内容を見ますと、今まで医療機関は、一旦は窓口で全額を支払っていただいたんですが、今回は市のほうから直接医療機関に支払う、500円のレセプト分以外は医療機関のほうに市のほう、支払いが別になったので、医療機関への支払いの時期が遅れるのか、今までどおりで医療機関への支払いの時期には変更がないのかどうか、その辺をお聞きします。

○福祉課長 これまでは、医療機関で受診していただいたときに支払っていただいた部分が、医療機関から国保連に連絡が来て、その後市に連絡が来て、それから市が国保連に支払うというような経緯をとっていましたので、大体受診していただいてから3カ月ぐらいが経過してから支払いになるかと思います。その部分で現物給付方式にした場合ですけれども、受給者の方につきましては、医療機関で受診していただいた際には、受益者負担金となる500円についてお支払いしていただくのみとなります。その方の医療費につきましては、医療機関から国保連、あるいは支払基金のほうに連絡がまいります。そこから市のほうに直接請求がまいりますので、市はその部分の支払いについては直接国保連、あるいは支払基金のほうに支払うということになります。ですので、少し支払いのタイミングが早くなると思われまます。国保連に払うタイミングということになりますけれども、受給者の方はもう既に医療機関で支払いはないということになるので、市から国保連、あるいは支払基金に支払うタイミングが少し早くなる。

○山口恵子委員 患者さんというか、医療機関を受診する方は、今までに二、三カ月遅れて支払いの返金があったんですけど、今回はその手続は必要がないので、その分医療機関のほうに支払いを逆にさせていただく期間が多少はずれるということと理解と御協力をいただいているということによろしいですか。

○福祉課長 済みません、実際の例でお示しますと、4月に受診していただいた分について、医療機関から4月の末にその月の分をまとめまして、支払いの国保連や支払基金に翌月ということで請求がまいります。支払基金と国保連につきましては、その保険の、例えば乳幼児ですと2割か3割になるんですけども、その逆の8割、7割の分につきましては、請求があった翌月ですので、5月に請求があるとその部分については医療機関にそれぞれ支払基金、国保連から支払う。その2割、3割の部分については、市のほうに請求が来ますので、それを市のほうが直接国保連、支払基金に支払うということで、4月に請求、受診したものが大体6月に支払われるというような形になります。

○山口恵子委員 わかりました。

○永田公由委員 条例の施行が30年8月1日からとなっていますが、この時点で受給資格者は市内で何人ぐらいになりますか。

○福祉課長 参考の資料としてお話しさせていただきます。今回の15歳未満の対象となる児童につきましては、まず、今現在、乳幼児、就学児童ということで対象となっている区分、あと、障がい者という区分の中で15歳以下の方、それと、ひとり親世帯の中で15歳以下の方、この方々全てを対象とします。まず、現在ですけども、乳幼児、就学児童につきましては、受給者総数が8,645人で、障がい者の総数が2,687人で、ひとり親の世帯の中の受給者の対象数が1,380人で、合計で約1万2,712人くらいです。これがですね、8月くらいのデータになりますので、少しまたふえておりますが。

○永田公由委員 多いね、結構いるんだ。

○山口恵子委員 多いですね。

○委員長 いいですか。

○永田公由委員 いいです。

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、異議なしと認め、議案第12号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第14号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○委員長 次に、議案第14号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。説明を求めます。

○男女共同参画・人権課長 それでは、議案関係資料の20ページから24ページになりますけども、ごらんをいただきたいと思います。人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。説明をいたします。

提案理由でございますけども、人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の第6条第3項の規定によりまして、議会に意見を求めるものとなっております。

概要といたしましては、今回4名の方の任期満了に伴いまして、推薦をいたすところでございます。お一人が奈良井のり子氏、2人目が丸山典子氏、3人目が山田仁志氏、この3名が再任となります。宮本京子氏が新任となりまして、計4名の方の推薦に対して意見を求めるものでございます。

略歴書につきましては、21ページから24ページまででございますので、よろしく御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、異議なしと認め、議案第14号人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、全員一致をもちまして同意すべきものと決しました。

---

#### 議案第15号 塩尻市児童館の指定管理者の指定について

#### 議案第16号 塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について

○委員長 それでは次に、議案第15号塩尻市児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。議案第16号とは関連がありますので、塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定についても一緒に説明を求めます。

○**こども課長** それでは、議案関係資料のほうで説明をさせていただきたいと思いますので25ページをお開きください。まず初めに、市内の児童館の状況でございますけれども、原則としまして、小学校区ごとに9館ございます。市内に在住しているゼロ歳から18歳までの児童が、健全な遊びを通じまして、心身の健康の増進、それから情操を豊かにすることを目的として設置をしております。市としまして放課後児童クラブ、それから放課後キッズクラブによりまして、遊びと学習支援を通じた学童保育の充実、それから、放課後の子供の居場所の提供といったことに重点を置きまして運営をいたしておるところでございます。

今回提案させていただきます洗馬児童館につきましては、次の議案第16号で提案させていただきます塩尻市ふれあいセンター洗馬との複合施設となっております。そのため、効率的、効果的な管理運営と利用者サービスの提供を図るといった目的から、平成20年の開館当初から1社による指定管理により、両施設を一体的に管理をしております。そのため、今回につきましても同様の観点から、指定管理団体は1社とさせていただきます。

ここで候補者決定までの経過について若干御説明を申し上げますと、両施設につきましては、平成20年の開館から平成25年3月31日までの5年間、引き続きまして平成25年4月1日からこの平成30年3月31日までの5年間、指定管理制度を導入してきております。今年度で現在の指定管理期間が満了を迎えますことから、本年6月1日から30日までの間に市ホームページにおいて公募を行いました。公募期間中に1社、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会から応募があったことから、7月14日に選定審査会を開催し、応募者によるプレゼンテーション、それから審査委員による審査を経まして、審査委員長から候補者の決定をいただいたところでございます。

つきましては、1の提案理由になりますけれども、塩尻市児童館の指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

候補者につきましては、2の概要にございますけれども、まず、施設の所在地が塩尻市大字洗馬2713番地1。指定の相手方が、塩尻市大字広丘堅石2151番地2、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会、会長西窪道夫に指定をお願いするものでございます。なお、指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとなっております。

○**福祉課長** それでは、引き続き26ページの議案第16号塩尻市ふれあいセンターの指定管理の指定について御説明いたします。このセンターにつきましては、塩尻市ふれあいセンター洗馬となります。この施設につきましては、地域の福祉の拠点として設置している施設となります。公募の受け付け、審査等は先ほど議案第15号で提案しました塩尻市立洗馬児童館と同様となりますので省略させていただきます。

1、提案理由、塩尻市ふれあいセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

2、概要、塩尻市ふれあいセンターの指定管理者に、次の者を指定するものです。施設の名称、塩尻市ふれあいセンター洗馬。施設の所在地、塩尻市大字洗馬2713番地1。指定の相手方、塩尻市大字広丘堅石2151番地2、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会、会長西窪道夫。指定の期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとなっております。以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行いたいと思います。まず、議案第15号から行いたいと思います。委員の皆様か

ら質問はありませんか。

○永田公由委員 洗馬児童館の今の登録児童数と、それから利用の状況、この児童館の職員の体制はどうなっているか。

○こども課長 洗馬児童館の現在の登録児童の状況でございますけれども、児童クラブにつきましては72名の登録がございます。それから、放課後キッズクラブにつきましては2名の登録がございまして、合計74名の登録というふうになっております。それから、利用状況でございますけれども、これは28年度の利用状況になりますけれども、開館日数につきましては290日、それから児童館利用、児童クラブ利用、それから子育てサロン、遊びの広場、つどいの広場等々含めまして、延べ人数が1万1,547名の皆さんに御利用いただいております。それから職員につきましては、館長が1人、それから、あと2名が放課後児童支援員ということで、合計3名の職員で対応いたしております。

○永田公由委員 この館長とか支援員というのは、教員の資格とか何か資格を持っている方なんです、それとも普通の方。

○こども課長 児童館勤務の職員につきましては資格が必要でして、それぞれ保育士であるとか、学校教諭の免許を持っておられます。

○永田公由委員 いいです。

○副委員長 指定管理者制度というのはですね、そもそも事業部分、営業部分とかを持っている事業ね、公がそういうところ抱えている事業、あるいは遊園地とかもそうですけれども、そういった事業のところへ専門的な方を入れて、業者を入れて効率的に運営してもらおう。なおかつ、そこに部署に行った公のほうの職員は、本来の公務に戻すということが当初の趣旨なんです。そういう意味で言うと、ここの施設についてこれまでやってきているわけですが、そうした中で、合理化ができたというか、効率性が上がったというような部分についてはどういうふうに捉えられていますか。

○こども課長 洗馬児童館につきましては、やはり福祉部門でですね、高齢者、子供から高齢者までということで、非常に福祉の専門の分業になっていただいております社会福祉協議会に委託、指定管理をお願いしているということで、かなり専門的な部分まで入り込んでいただいて子供たちの指導等をしていただいておりますというふうに思っております。それから、先ほども御説明しましたけれども、ふれあいセンター洗馬との複合施設ということで、そちらの高齢者等ですね、交流ですとかそういったことも含めてですね、子供たちに非常に寄り添った支援をしていただいているというふうを考えております。こちらにつきましては、本来ですと、市の職員が館長なり、放課後児童支援員ということで携わるわけでございますけれども、指定管理を出していただいているということでございますので、その分残りの児童館、8館のほうにですね、職員のほうを回すことによりまして、逆に市の児童館のほうも運営を非常にやりやすくしているというところがあるかと思っております。

○副委員長 いろんな面で効果も生じているということですので、より一層の、こういう特色のあるといいますか、この施設に合った効果が上がるようなことを一層進めていただきたいと思います。要望としておきます。

○委員長 ほかにはどうですか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、異議なしと認め、議案第15号塩尻市児童館の指定管理者の指定につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは引き続きまして、先ほど説明のありました議案第16号について質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○山口恵子委員 済みません、ふれあいセンターのここの職員体制は、先ほどの児童館とは別に職員体制があるのかどうか、その辺をお聞きます。

○福祉課長 ふれあいセンター洗馬の人員ですけれども、所長が1名、それから支援員が2名、事務員が2名、看護師が5名、運転業務員が2名ということで、計11名です。なお、所長については、洗馬の児童館のほうの所長も兼務しております。

○山口恵子委員 所長が両方の施設の兼務をされているということで、ここ入りますと、入口に受付がありまして、受付にも職員の方が何人かいらっしゃるんですけど、その受付の部門はどちらのほうの担当になっているのかお聞きます。

○福祉課長 ふれあいセンター洗馬の受付の部分につきましては、今申しました中の事務員等がおりまして、担当しております。

○委員長 いいですか。

○山口恵子委員 いいです。済みません、いいですかね。両方の施設、複合施設で指定管理者も同じところで一括管理していただいているということですので、また今後も円滑な運営管理ができるようにお願いします。

○委員長 よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、異議なしと認め、議案第16号塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。それでは、1時まで休憩とさせていただきます。

午前11時44分 休憩

---

午後12時57分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

○長寿課長 ありがとうございます。午前中の介護保険特別会計の中で金田委員さんから御質問のございましたいきいき貯筋倶楽部の参加延べ人数等のことにつきまして、訂正と確認をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。28年度のいきいき貯筋倶楽部の参加延べ人数につきましては、説明資料の111ページにありますとおり、5,844人で間違いございませんのでよろしくお願いいたします。それからそのとき一緒に申し上げました参加者数につきましては、そのときに申し上げた636人で間違いありませんので、修正と御確認を

お願いいたします。ありがとうございます。

○**金田興一委員** ありがとうございます。

○**福祉課長** 申しわけありません。午前中の議案第12号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の中で御質問のありました受給の対象者数ですが、乳幼児就学児童についての人数は8,645人で間違いありませんが、心身障がい者の人数2,687人は全体数であり、このうち、中学生のまでの人数は97人となります。それから、ひとり親家庭の人数で1,380人のうち、中学生の人数は636人でございますので、訂正をお願いいたします。

---

**議案第25号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中 歳出3款民生費（4項国民年金事務費を除く）、10款教育費**

○**委員長** 議案第25号、平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中、歳出3款民生費、10款教育費を議題といたします。説明を求めます。

○**福祉課長** それでは、議案第25号の補正予算資料の16、17ページをお開きください。まず3款民生費1項社会福祉費2目障害福祉費、備考欄の白丸、障害者福祉事務諸経費、総合福祉システム改修委託料の88万円につきましては、平成28年6月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正等により、平成30年4月から施行される障害者自立支援給付制度の改正がございます。これに伴いまして、必要なシステム改修を行うための委託料を補正するものでございます。今回の改正の内容は、地域生活を支援する自立生活援助、就労定着に向けた支援を行う就労定着支援など、新たなサービス項目の創設やその他のサービス内容の拡大によるものでございます。本年7月にこのシステム改修に必要な費用について、国による助成を行う旨の通知があり、補助率2分の1の国庫補助事業として実施することとなっております。

次に4目福祉医療費、備考欄の白丸、福祉医療費給付金事業でございます。福祉医療システム改修委託料240万1,000円につきましては、平成30年8月の診療分から実施する福祉医療給付金の給付方法を一部現物給付方式に変更することに伴い、必要なシステム改修を行うための委託料でございます。平成30年8月の診療分から実施するに当たり、該当となる受給資格者に新しい受給者証を発行するための新様式の対応、受給資格の一括変更作業、現物給付用のレセプトの取り込み対応などについて改修を行います。条例の一部を改正する条例とあわせ、国保連等の関連機関とシステム連携のテストや、また、受給者証の発送準備等のスケジュールから本年度中の改修が必要となるため補正するものです。以上です。

○**長寿課長** 同じページの次の白丸となります介護保険事業特別会計繰出金197万5,000円でございます。西部地域包括支援センター委託法人選定審査会設置に伴います委員報酬の事務費繰出金1万1,000円及び介護保険システム改修に伴う費用に関する繰出金196万4,000円でございます。詳細は、議案第27号の介護保険事業特別会計補正予算の中で御説明申し上げます。以上です。

○**こども課長** 続きまして2項児童福祉費1目児童福祉総務費、説明欄最初の白丸、児童福祉事務諸経費の黒ボツ、前年度子ども・子育て支援事業補助金返還金でございます。こちらにつきましては、病児・病後児保育、延長保育、放課後キッズクラブ等に関する国の補助金で、補助率は3分の1になっております。この補助金は、該当年度の申請に基づきまして概算で支払いをします。翌年度に精算という形をとっておりますので、決算額3,

449万円余、精算後の交付決定額が3,011万円余となりまして、その差額437万円余を返還するための増額補正をさせていただくものでございます。

次の白丸、民間保育所支援事業の最初の黒ポツ、前年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金です。こちらは、私立の保育園に関する施設型給付費、いわゆる委託料に関する国庫補助で、補助率は2分の1となっております。こちらが該当年度の申請に基づきまして概算で支払いをし、翌年度に精算という方式をとっておりますので、決算額が5,872万円余、交付決定額が5,733万円余で、差額の138万円余を返還するための増額補正となっております。次の黒ポツです。前年度子どものための教育・保育給付費県費負担金返還金で、これは同じく県からの補助金になります。補助率は4分の1でございまして、決算額が2,936万円余、交付決定額が2,866万円余で、差額の69万円余を返還するための増額補正となります。次の黒ポツ、前年度子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金返還金ですが、これも上の2つと同様、その地方単独費用の補助金分になります。補助率は2分の1で、決算額が176万円余、交付決定額が174万円で、差額の1万8,000円を返還するための増額補正をさせていただくものでございます。

○生涯学習スポーツ課長 続きまして資料22、23ページをごらんください。10款教育費6項保健体育費2目体育施設費、説明欄1つ目の白丸、体育施設整備事業でございます。総額1,642万7,000円でございます。1つ目の黒ポツ、営繕修繕料につきましては、トレーニングプラザのシステム電話のメイン基盤が壊れてしまったため、全面的に更新するための修繕料でございます。2つ目の黒ポツ、体育施設改修工事につきましては、塩尻弓道場の射場、矢を射る場所と外部を仕切るところにアルミ製のつり下げ式の折り畳み式の開閉ドアがございます。こちらが、経年劣化によりレール等が破損し、現在では開閉できない状態であり、開閉に際しては人力にて強引にあけている状態であるため、改修をするものでございます。なお、扉の高さは約2.5メートル、幅につきましては26メートルとなっております。以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○永田公由委員 今、最後に説明してもらった体育施設、弓道場のね、改修工事ですけど、もう少し詳しく説明してくれる。

○生涯学習スポーツ課長 それでは、もう少し詳しく御説明申し上げます。済みません、射場ですね、実際矢を射る場所ですね、屋内的用途のところと、実際その矢を放つ場所、屋外とを仕切る場所の板の間と外を仕切る部分に、通常は不法侵入がないようなことも含めましてドアですね、実際、間仕切りの折り畳み式のつり下げ式でアルミ製のドアが全面的に閉鎖してございます。

○永田公由委員 使っていないときはね。

○生涯学習スポーツ課長 使っていないときは、使用する場合には、それを全部開放して矢を射るという形になってございます。また、冬季期間はですね、それを閉めた状態で小窓をあけて射るという機能もございまして、全体的にはアルミ製なんですけれども、上半分がガラス製になっておりまして、そのあける部分をあけると、冬季期間でも矢が打てるというようなシステムになってございます。

○永田公由委員 それが結局、経年劣化で、自動できなくなったってこと。

○生涯学習スポーツ課長 通常もですね、手動ではあけておるんですけれども、よく屋内にあるこういう間仕切り壁ですね、イメージ的にはあんな形で、つり下げ式で簡単に本当はあくべきところなんですけれども、レール

の劣化だとかですね、あとローラーの磨耗によって、完全にもう床の下についてしまっているというところで、今はこじながらですね、あけているという状態になってしまっておりまして、大変支障が出ているという状況でございます。

○永田公由委員 それを解消するには、どういった業者がやるわけですか、専門の業者とか、例えば一般の建設業でもできるっていうこと。

○生涯学習スポーツ課長 担当係長より詳細を申し上げます。

○スポーツ推進係長 業者につきましては、まだ業者選定等を実施していない状況でございますが、メーカーが製作したアルミ戸はですね、現地で組み上げるというような形になりますので、建築一式等の業者に発注するような形になろうかと思えます。いずれにしても、メーカーがつくったものを請負者が納品を受けて、現場で組み上げるというような形を予定しております。

○永田公由委員 弓道場をつくった会社はまだあるわけですか。

○スポーツ推進係長 弓道場につきましては、平成8年に竣工しておりまして、当時施工した業者は市内の業者となります。その業者は現在も営業は続けております。

○永田公由委員 できればそういう人にやってもらったほうがいいじゃないかい。もともとがわかっているんで、あんまり無理して競争入札させなくて、その辺は検討してみてください。

○副委員長 17ページをお願いします。福祉医療システムの改修委託料なんですけど、これが施行は来年の8月からですよ。ここでそのシステム改修をやるんですけど、来年、新年度では間に合わない理由と、今ここでシステムを改修しちゃっても、現況は来年の7月まで現行制度でやるわけですよ。そのときにこのシステムを変更しちゃっても、ちょっとそこら辺は僕、素人っぽくてよくわからないんで、変えちゃっても今の制度対応には支障は全くないということですね。

○福祉課長 まず、システム改修の時期のお話ですけども、これにつきましては、新しい受給者証を発行しなければいけないということがありまして、その発行作業については、事前に、8月からの診療分なんですけど、事前に発送したいということから、新年度入りましてすぐ作業に入りたいと思っております。その関係で、新年度に予算計上いたしまして入札等を行いまして準備をしますと、その発送が遅れてしまうということの中で、今年度の改修をお願いしているものです。改修に伴いまして、システムですけども、改修作業を本年度のうちにしていただいて、システムに落とし込むという作業については新年度になりまして、変換をしますので、その作業が終わってから、本年度中はそのシステムについては使わずに、そのシステムの改修作業をして、新しいシステムについては新年度になってから移行していくということになるかと思えます。

○副委員長 どうせそうなるんで、いつやってもいいだろうと、それはいいと思うんですが、システム変更はするけれども、切りかえは来年度になってからということですね。

○福祉課長 そのとおりです。

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、異議なしと認め、議案第25号平成29年度塩尻市一般会計補正予算(3号)中、歳出3款民生費、10款教育費につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第27号 平成29年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

○委員長 議案第27号平成29年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、議案第27号の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、1ページからお願いいたします。

補正をお願いする総額につきましては、第1条の1行目に記載してありますように、歳入歳出それぞれ1億2,136万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ52億5,488万8,000円としていただきますよう、補正をお願いするものでございます。今回の補正は、西部地域包括支援センター業務委託法人選定審査会委員報酬、それから追加分の介護保険システム改修、基金への積み立て、並びに28年度会計において受けました国庫資金等の精算に係る補正となります。

それでは、歳入から御説明申し上げますので、7、8ページをお願いいたします。歳入8ページ、最初の3款2項の国庫補助金となります。4目介護保険システム整備費補助金の補正につきましては、当初確定見込み額と追加見込み額の当初予算との差額となります12万円の減額補正をお願いするものです。

その下の4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金は、前年度の28年度会計において概算払いで受けました保険給付費に対します精算に伴い追加交付となるもので、435万円の増額補正をお願いするものでございます。その下の3目地域支援事業交付金も同様に、63万円の増額補正をお願いするものでございます。

その下の6款1項一般会計繰入金5目その他一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金として、委員報酬、介護保険システム改修に対し一般会計から繰り入れるもので、197万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

その下の7款繰越金につきましては、介護予防給付に係るケアプランの作成に伴う収入があることから、特別会計予算の中でサービス事業勘定と保険事業勘定に区分けして経理を行っておりますので、28年度会計決算の確定に伴いまして、サービス事業勘定と保険事業勘定ごとにそれぞれの前年度繰越金の補正をお願いする内容となります。

次の9ページの10款財産収入の介護保険支払準備基金積立金利子につきましては、歳出におきまして基金積立金として利子分の補正計上を行っておりますので、歳出補正額と同額を利子分の収入として補正をお願いするものでございます。歳入は以上です。

続きまして、歳出につきまして1枚おめくりをください。歳出補正、右側12ページ、最初の白丸、介護保険事務諸経費の1つ目の黒ポツは、すがのの郷の施設譲渡を条件に、西部圏域に新設する西部地域包括支援センターの業務委託選定審査会委員3人分の報酬でございます。次の黒ポツ、介護保険システム改修委託料は、システムの追加改修分184万4,000円でございます。

次の白丸、償還金は、前年度国庫支出金、県支出金の精算に伴い返還が必要となりますもので、それぞれの科目ごとに補正をお願いするものであります。

次の白丸、基金積立金、最初の黒ポツ、利子積立金86万1,000円、次の黒ポツ、元金積立金8,738万5,000円をそれぞれ積み立てを行いたく、補正をお願いするものでございます。

左側11ページの7款予備費につきましては、サービス事業繰越分1,115万9,000円を計上するため、差額を減額するものでございます。以上です。よろしくお願いたします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○永田公由委員 この審査会の委員、今3人と言われましたけど、どんなようなメンバーを考えていらっしゃいますか。本会議では、西部圏域からも1人入れていただけたというようなお話でしたけども。

○長寿課長 委員報酬が必要な方ということで、今までは内部の審査会で行っておいりましたので委員報酬はありませんでしたけれども、今回は公開プレゼンテーションをしていただいた上で審査会を、審査会自体は非公開となりますが、その審査会に地域から入っていただくための3人分でございます。1人は事業者の代表ということで1人、もう1人は地域の代表ということで、一応まだ決定しているわけではありませんが、宗賀地区の区長会長さん等はどうでしょうかということです。それからもう1人は、塩尻市の地域包括支援センター運営協議会の委員さんで、西部圏域の民生児童委員さんをお一人お願いしたらどうかというようなことで、一応報酬が必要な方が、先ほどの事業者の代表の方と西部圏域の民生委員さんの代表の方と、それから宗賀地区の区長会を代表する方はどうかなあという3人と、一応予定を考慮しております。以上です。

○永田公由委員 内部というか、いわゆる福祉課なりなんなりで入ると思うけど、総体では何人を予定しています。

○長寿課長 一応、総体では6名。

○永田公由委員 6名。いいです。

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案異議なしと認め、議案第27号平成29年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 請願9月第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願

○委員長 それでは、請願の審査を行います。当委員会に付託されました請願は全部で1件です。請願9月第1号について審査をいたします。事前に文書が配付されておりますので、朗読は省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員から御質問、御意見はございますか。

○永田公由委員 質問、意見はなし。

○委員長 採択ということでもいいですか。

○永田公由委員 ずっと出ているでね、採択して意見書を上げるということ。

○委員長 それでは、採択という意見が出されましたので、当委員会は採択ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、請願9月第1号国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願につきましては、全員一致をもって採択することに決しました。意見書については、正副委員長にお任せいただきたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

---

#### 陳情9月第1号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情

○**委員長** 次に、陳情の審査を行います。当委員会に回付されました陳情は全部で1件です。陳情9月第1号について審査をします。事前に文書表が配付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○**委員長** それでは、委員から質問、御意見ございますか。

○**永田公由委員** これも例年出ているので、採択して意見書を上げるということで。

○**委員長** 採択という意見が出されておりますが、当委員会は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、陳情9月第1号私立高校に対する公費助成をお願いする陳情につきましては、全員一致をもって採択することに決しました。意見書につきましては、正副委員長にお任せ願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、当委員会託されました議案審査全てを終了いたしました。当委員会の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。

行政側より、何かあればお願いをいたします。

---

#### 閉会中の継続審査の申し出

○**健康福祉事業部長** 継続審査のお願いをいたします。市議会閉会中におきましても、福祉行政や教育行政などさまざまな問題を抱えておりますので、継続して審査をいただきますようお願い申し上げます。以上です。

○**委員長** ただいま継続審査の申し出がありましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

それでは最後に、理事者から挨拶があればお願いをいたします。

---

#### 理事者挨拶

○**副市長** 2日間にわたりまして、大変慎重に御審議をいただき、御提案申し上げました全ての議案に対しま

して御承認をいただきました。大変ありがとうございました。審査の中でいただいた御意見、御提言に関しましては、今後の行政運営の中に十分生かしてまいりたいというふうに思っております。大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、平成29年度9月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後1時27分 閉会

平成29年9月13日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市福祉教育委員会委員長 横沢 英一 印